平成 25 年度　岡山大学大学院法務研究科

第２次募集　法学既修者入試　試験問題

刑事法系（刑法、刑事訴訟法）

解答上の注意

１．問題冊子は、表紙を含め４枚である。
２．問題には、問題１と問題２がある。配点は、問題１が 50 点、問題２が 50 点である。
３．表裏に解答欄がある解答用紙は、問題１用と問題２用の２枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙１枚を使って解答すること。
４．解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「刑事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
５．試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
６．解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
７．試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
８．その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題１】下記の［事例］を読んで、ＸとＹの罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。（解答の冒頭に「問題１」と記入すること。）

［事例］

１　Ｘは、2013 年 3 月 1 日、かねて知り合いのＹから、兵庫県〇〇市××町にあるＡ経営のスポーツ用品店に忍び込んで「甲」を盗もうと誘われた。

甲は、海外のメーカーが近時製造を開始したスニーカーで、人気の高さと流通量の少なさから、高値で取引されるようになっていたが、Ｙは、Ａが甲を仕入れたという情報を聞きつけ、盗み出してネットオークションなどで換金するようＸに持ちかけた。Ｙの説明によると、Ｙは、18 時で閉店するＡの店舗（＝鉄筋コンクリート 2 階建ての建造物）に忍び込んで甲を持ち出し、近くに停めた自動車に積み込むつもりでいたが、仮に甲が大量にあるならそれを 1 人ですべて運び出すのは時間がかかりすぎて近所の人や通行人から不審に思われるリスクがあるとのことであった。Ｙは、2 人で忍び込み手分けして運び出すべくＸを誘い、甲を換金した利益は山分けすると提案した。Ｘは、この提案を受け入れ、同日 20 時ごろ、自宅を出て、Ｙと落ち合った。

２　しかし、Ｘは、Ｙ運転の自動車（＝Ｙの占有するＹの所有物）に乗ってＡの店舗に向かう途中、自分が執行猶予中の身であることを思い出し、Ｙに対して、「俺、帰る」と述べた。Ｘがそれ以上Ｙに何かを働きかけるようなことはなく、Ｙに犯行を思いとどまるよう説得したのでないのはもちろん、甲を盗み出すのに 2 人で行う必要がないことを説明したわけでもなかったが、Ｙは、Ａの店舗に大量の甲があるというのが自身の憶測を含んでいて確実な根拠があるわけではないことや、たとえ運び出すのに時間がかかるほど多くあるとしてもそのときはすべて運び出すことに執着しないで短時間のうちに運び出せるだけ持ち出せばいいことなどから、考えを改め、やる気のないＸに無理強いしてまで一緒にやる必要はないと判断して、20 時 15 分ごろ、兵庫県△△市の県道でＸを降ろした。Ｘは、そこから最寄りの△△駅に向かい、20 時 20 分発の電車に乗った。Ｘは、20 時 40 分ごろ自宅に帰ると、その日は何もしないで寝てしまった。

３　一方、Ｙは、Ｘを降ろすと、そのままＡの店舗に向かい、20 時 30 分ごろ、当初の計画通り、通用口のカギをこじ開けてＡの店舗に入った。店舗のなかは真っ暗だったことから、Ｙは、懐中電灯を灯し、甲の保管場所はどこだろうと店の奥に行きかけた。しかし、そのとき、たまたま忘れ物を取りに来たＡに発見されたため、Ｙは、慌ててＡの店舗を飛び出した。Ｙは、Ａにみられて、計画遂行が不可能になったと判断し、運転してきた自動車に急いで乗り込むと、20 時 30 分過ぎ、Ａの店舗をあとにした。

４　Ｙは、そのまま 1 時間程度自動車を走らせ、21 時 30 分ごろ、Ａの店舗から直線距離で 30km ほど離れた岡山県□□市の市道に至ったが、そこで警察官数名が自動車検問を行っているのを発見した。県境を越えたことに気付かなかったＹは、この自動車検問を、Ａの通報で自分を逮捕するために行われていると思った。慌てたＹは、行く手を阻むバリ

ケードの背後に、岡山県警察本部交通部交通機動隊勤務の警察官Ｂが立っており、そのまま停止しなければＢをはねて死亡させる可能性が高いことを認識したが、自動車検問を突破して逮捕を免れるため、アクセルをさらに踏み込んだ。その結果、Ｙの運転する自動車は、猛スピードでバリケードに突っ込んでＢをはね飛ばし、21 時 35 分ごろ、Ｂを死亡させた。

なお、このときＹが目にした自動車検問は、Ａの店舗で起こった事件についてＹを逮捕するために行われていたのでなく、飲酒運転の摘発を目的としたものであり、Ｂを始めとする現場の警察官は、法令に基づいて適法に自動車検問を行っていた。

《問題１　以上》

《次頁に続く》

【問題２】　以下の《事実関係》を読んで，【設問】に答えよ。
（解答は、【問題１】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題２」と記入すること。）

《事実関係》

警察官Ａら８名は，被告人Ｘの覚せい剤所持を被疑事実とする捜索差押許可状によってＸ宅の捜索を開始していたところ，捜査開始約１０分後に居間のテレビ台の下から，銀紙包みに入った覚せい剤様の粉末を発見した。ＡがＸにこれを示したところ，Ｘは，「そんなものは知らない。俺の物（ブツ）ではない。」などとシラを切る態度をとったため，激高したＡらは，「ふざけるな。ブツが出てきたのにまだシラを切る気か。警察を甘くみるな。」などと怒鳴り，Ｘの襟首をつかんで後ろに引っ張った上，左わき腹を蹴り，倒れたＸの馬乗りになって，さらに数名の警察官らが左わき腹，背中などを蹴るなどした。そして，上記覚せい剤様粉末（以下，本件覚せい剤という。）から覚せい剤反応が出たため，捜査開始から約１５分後，Ａらは，覚せい剤所持の現行犯としてＸをその場で逮捕するとともに，本件覚せい剤を差し押さえた。

ＡらはＸを警察署に引致した後，Ｘに覚せい剤所持だけでなく，自己使用の疑いも持ち，Ｘに対し尿の任意提出を求めたところ，Ｘは素直にこれに応じたため，尿検査を行ったところ，Ｘの尿から覚せい剤反応が出たため，これを示す尿鑑定書（以下，本件尿鑑定書という。）が作成された。

【設問】

本件尿鑑定書に証拠能力はあるか。

《問題２　以上》

《刑事法系問題　以上》

【出題意図】

問題１

　共犯からの離脱、窃盗罪の実行の着手、事後強盗罪における窃盗の機会、公務執行妨害罪の成立要件が問題となる設例を素材として、刑法総論と刑法各論の基本的事項に関する理解の正確さをみるとともに、事例処理能力を試すものである。

問題２

　証拠物発見後に違法な手続がとられた場合，違法収集証拠排除法則が適用されるかどうかを検討させる趣旨で出題した。